

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	1	担当課	都市計画課
法令名	不動産の鑑定評価に関する法律	根拠条項	30-1	不利益処分の種類	不動産鑑定業の廃止等の届出前の不動産鑑定業の登録消除
<p>(登録の拒否)</p> <p>第二十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 破産者で復権を得ない者二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは不動産の鑑定評価に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者三 第十六条第六号又は第七号に該当する者四 第三十条第六号又は第四十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から三年を経過しない者五 第四十一条の規定による業務の停止の命令を受け、その停止の期間中に第二十九条第一項第一号に該当し、第三十条第一号又は第二号の規定に基づきその登録が消除され、まだその期間が満了しない者六 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの七 法人で、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者のあるもの <p>(廃業等の届出)</p> <p>第二十九条 不動産鑑定業者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 不動産鑑定業を廃止したとき。 不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員二 死亡したとき。 相続人三 法人が破産により解散したとき。 破産管財人四 法人が合併により解散したとき。 法人を代表する役員であつた者					

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

五 法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき。

清算人

六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至ったとき。

不動産鑑定業者

2 前項の規定による国土交通大臣への届出は、届出に係る不動産鑑定業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(登録の消除)

第三十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、当該不動産鑑定業者の登録を消除しなければならない。

- 一 前条第一項の規定による届出があつたとき。
- 二 前条第一項の規定による届出がなく同項各号の一に該当する事実が判明したとき。
- 三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。
- 四 第二十二条第四項に規定する場合において、更新の登録がなされないこととなつたとき。
- 五 第二十六条第三項の規定による通知があつたとき。
- 六 偽りその他不正の手段により不動産鑑定業者の登録を受けたことが判明したとき。